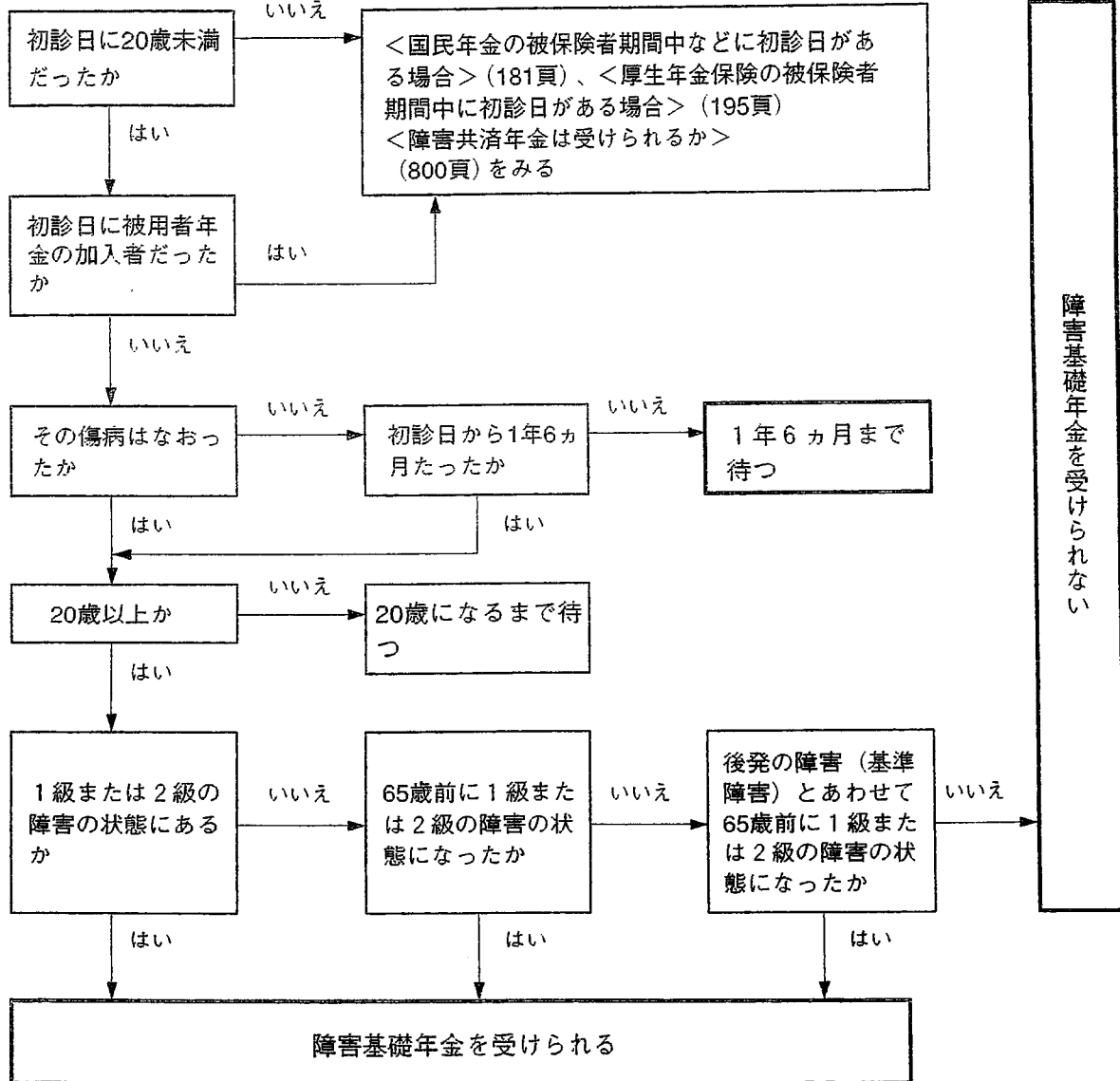


障害基礎年金 フローチャート②

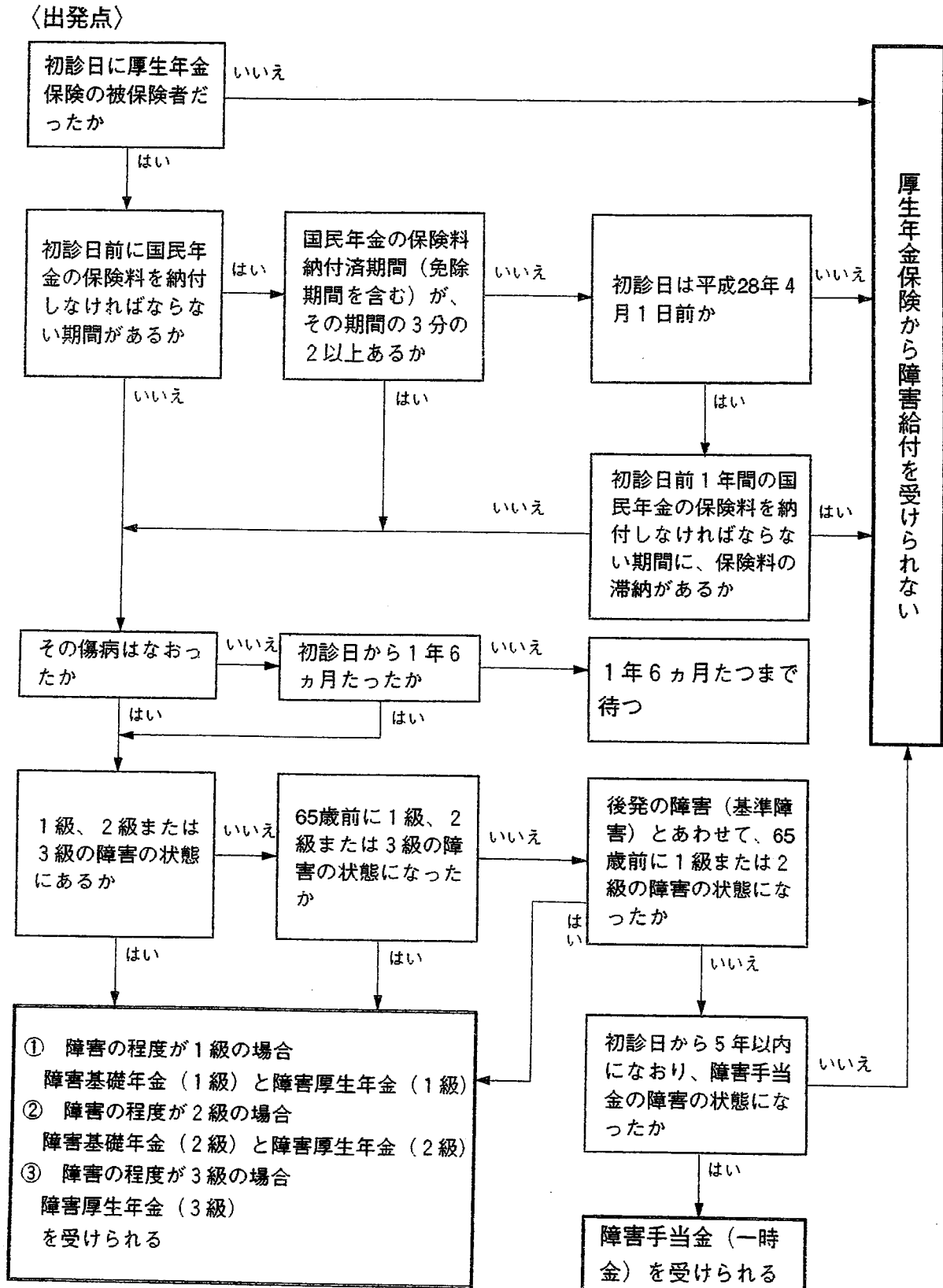
20歳前に初診日がある場合

〈出発点〉



障害厚生年金 フローチャート

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある場合



障害等級表

国民年金保険法施行令 別表(第4条の6関係)

障害の程度	障害の状況
〈1級〉	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
〈2級〉	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 1上肢のすべての指を欠くもの
	10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 1下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
----	--

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

〈3級——厚生年金保険〉

厚生年金保険法施行令 別表第1(第3条の8関係)

障害の程度	障 害 の 状 態
1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
9	おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の10趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

その3 遺族基礎年金及び遺族厚生年金等

1. 制度の概要

遺族基礎年金の受給要件

☆国民年金の被保険者などが死亡した場合☆

次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた遺族に遺族基礎年金が支給されます。

- (1) 国民年金の被保険者
- (2) 国民年金の被保険者の資格を失った後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる人
- (3) 老齢基礎年金の受給権者
- (4) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人

※ 受給要件のフロー（P26、27参照）

☆厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合☆

次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた遺族に遺族基礎年金が支給されます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者
- (2) 厚生年金保険の被保険者の資格を失った後でも、被保険者期間中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に死亡した人
- (3) 1級または2級の障害厚生年金の受給権者
- (4) 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の資格期間を満たした人

(注) 「国民年金及び厚生年金保険の被保険者が死亡した場合」の(1)及び(2)の場合、国民年金被保険者期間

のうち、保険料納付済期間(免除期間を含む。)が2/3以上あること。

もしくは、死亡直前の直近1年間に国民年金保険料の滞納がないこと。

※ 受給要件のフロー (P28 参照)

<遺族基礎年金の年金額>

●子のある妻に支給される遺族基礎年金の額

妻に支給されるときは、基本額として792,100円(月額66,008円)、子が1人のときは227,900円、2人のときは455,800円、3人以上のときは455,800円に1人増すごとに75,900円を加算します。

	基本額	加算額	合計
子が1人いる妻	792,100円	227,900円	1,020,000円
子が2人いる妻	792,100円	455,800円	1,247,900円
子が3人いる妻	792,100円	531,700円	1,323,800円

●子に支給される遺族基礎年金の額

子に支給されるときは、基本額として792,100円(月額66,008円)、子が2人のときは227,900円を、子が3人以上のときは1人増すごとに75,900円を加算した額を、年金を受ける子の数で割った額になります。

	基本額	加算額	合計	一人当たりの額
子が1人のとき	792,100円	—	792,100円	792,100円
子が2人のとき	792,100円	227,900円	1,020,000円	510,000円
子が3人のとき	792,100円	303,800円	1,095,900円	365,300円

遺族厚生年金の受給要件

☆厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合☆

次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた遺族(妻、夫、子、父母、孫または祖父母)に遺族厚生年金が支給されます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者
- (2) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に死亡した人
- (3) 1級または2級の障害厚生年金の受給権者
- (4) 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の資格期間を満たした人

(注1) 子と孫は、18歳到達年度の末日までの間にあるかまたは20歳未満で1級または2級の障害のある場合に限られます。

(注2) 夫と父母、祖父母は55歳以上の人に限られ、60歳から支給されます。

なお、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されますが、子のない妻、夫、父母、祖父母などの場合は、遺族厚生年金のみが支給されます。ただし、(1)及び(2)の場合、国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間(免除期間を含む。)が2/3以上あること、もしくは、死亡日前の直近1年間に国民年金保険料の滞納がないことが支給要件となります。

また、平成8年4月1日前の死亡については、死亡当時、夫、父母、祖父母が55歳未満であっても、遺族厚生年金の受給権を取得した日から引き続いて1級または2級の障害の状態にある間は支給されます。

※ 支給要件のフロー(P28、29参照)

☆中高齢の寡婦加算について☆

次の要件に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまで、中高齢の寡婦加算があります。

- (1) 夫が死亡したとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻
- (2) 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る。)が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき

※ 上記(4)の要件による遺族厚生年金の場合は、死亡した人の厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あることが必要です。

寡婦年金の受給要件

寡婦年金は、国民年金の被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が25年(昭和5年4月1日以前生まれの人(77歳)は、21年から24年に短縮)以上ある夫が死亡した場合、10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳に達するまでの間、支給されます。 ※ 受給要件フロー(P30参照)

ただし、死亡した夫が、障害基礎年金の受給権者だったり、老齢基礎年金の支給を受けていたとき、寡婦年金は支給されません。

死亡一時金の受給要件

死亡一時金は、国民年金の被保険者としての保険料納付済期間の月数(国民年金保険料4分の1免除期間は4分の3に相当する月数、半額免除期間は2分の1に相当する月数、4分の3免除期間の月数は4分の1に相当する月数)が36月以上ある人が、老齢基礎年金または障害基礎年金のいずれの支給も受けずに死亡したときに、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹)に死亡一時金が支給されます。 ※ 受給要件フロー(P31参照)

ただし、その人の死亡により、遺族基礎年金を受けられる遺族がいるときは、死亡一時金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、支給を受ける人の選択によって、どちらかが支給されます。

<死亡一時金の額>

保険料納付済期間の月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

2. 不正受給について

不正内容

- (1) 年金受給開始または死亡一時金受給の未申告による保護費の不正受給
- (2) 年金受給または死亡一時金受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 年金額が改定されたことの未申告による不正受給
- (4) 年金担保貸付の返済終了に伴う受給開始の未申告による保護費の不正受給

発生原因

年金受給については、本来、申請時は年金受給の有無を、また、保護受給中のケースは年金受給開始時に申告する義務があり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次のような点を確認しなかったことも原因のひとつとしてあげられる。

〔開始時〕

- (1) 死亡した人の職歴及び死亡日の確認不足
- (2) 死亡した人の公的年金制度の加入期間の確認不足（厚年、国年、船保、厚年基金、国年基金、共済等）
- (3) 死亡した人の妻、夫、子、父母、孫または祖父母の年金受給権についての確認不足
- (4) 年金担保貸付の確認不足

〔継続ケース〕

- (1) 年金または死亡一時金の支給年月日及び受給額の申告（確認）漏れ
- (2) 死亡した被保護者の公的年金制度の加入期間の確認漏れ
- (3) 受給者あてに通知される年金額改定通知書の確認漏れ
- (4) 年金担保貸付の返済完了年月日の確認漏れ

確認の方法

確認方法	照 会 先	備 考
① 課税調査での確認	課税調査での確認は不可能	遺族厚生年金等は、課税されないため、課税調査での確認は不可能である。
② 介護保険からの確認	市町村介護保険担当課 (ただし、遺族年金を選択している 65歳以上の受給者の場合にかぎる。)	介護保険料が年金から引き落とされるため。
③ 公的年金機関への照会	厚生年金保険 国民年金 船員保険	・ 社会保険事務所
	厚生年金基金	・ 加入していた厚生年金基金 ・ 企業年金連合会 (被保険者期間が短い者、加入していた 厚生年金基金が解散している場合)
	国民年金基金	・ 国民年金基金連合会 ・ 加入していた都道府県国民年金基金
	共済組合	・ 加入していた共済組合
④ 年金担保貸付	独立行政法人福祉医療機構	借入の申し込みは金融機関で行うこととなるが、債務者の確認は金融機関では確認することができない。

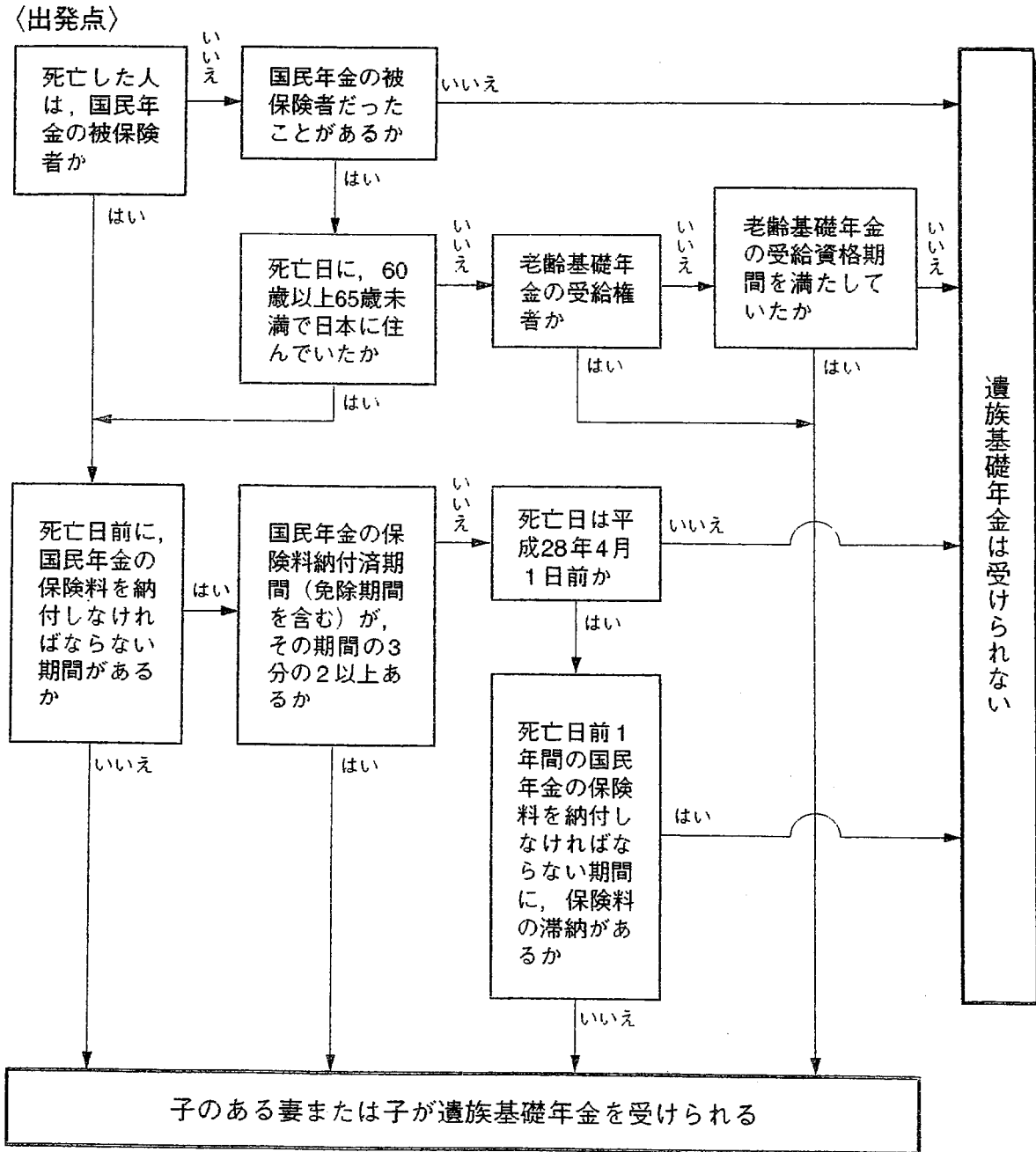


未然防止対策

- (1) 本人または家族等に年金受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、死亡した人の公的年金加入期間（または職歴）を十分確認すること。
（当初面接時だけでなく、訪問時など気がついたときに確認すること。）
- (3) 被保護者が死亡し、家族がいる場合は常に年金受給権の有無を確認すること。
- (4) 被保護者（または家族）から、死亡した被保護者の公的年金加入期間（または職歴）及び死亡日を確認するとともに、疑いのある場合は社会保険事務所等へ確認すること。
- (5) 年金担保貸付については、被保護者に借入できない旨を常に説明すること。
また、既に貸付を受けている者については、完済完了年月日の確認を行うこと。

遺族基礎年金 フローチャート①

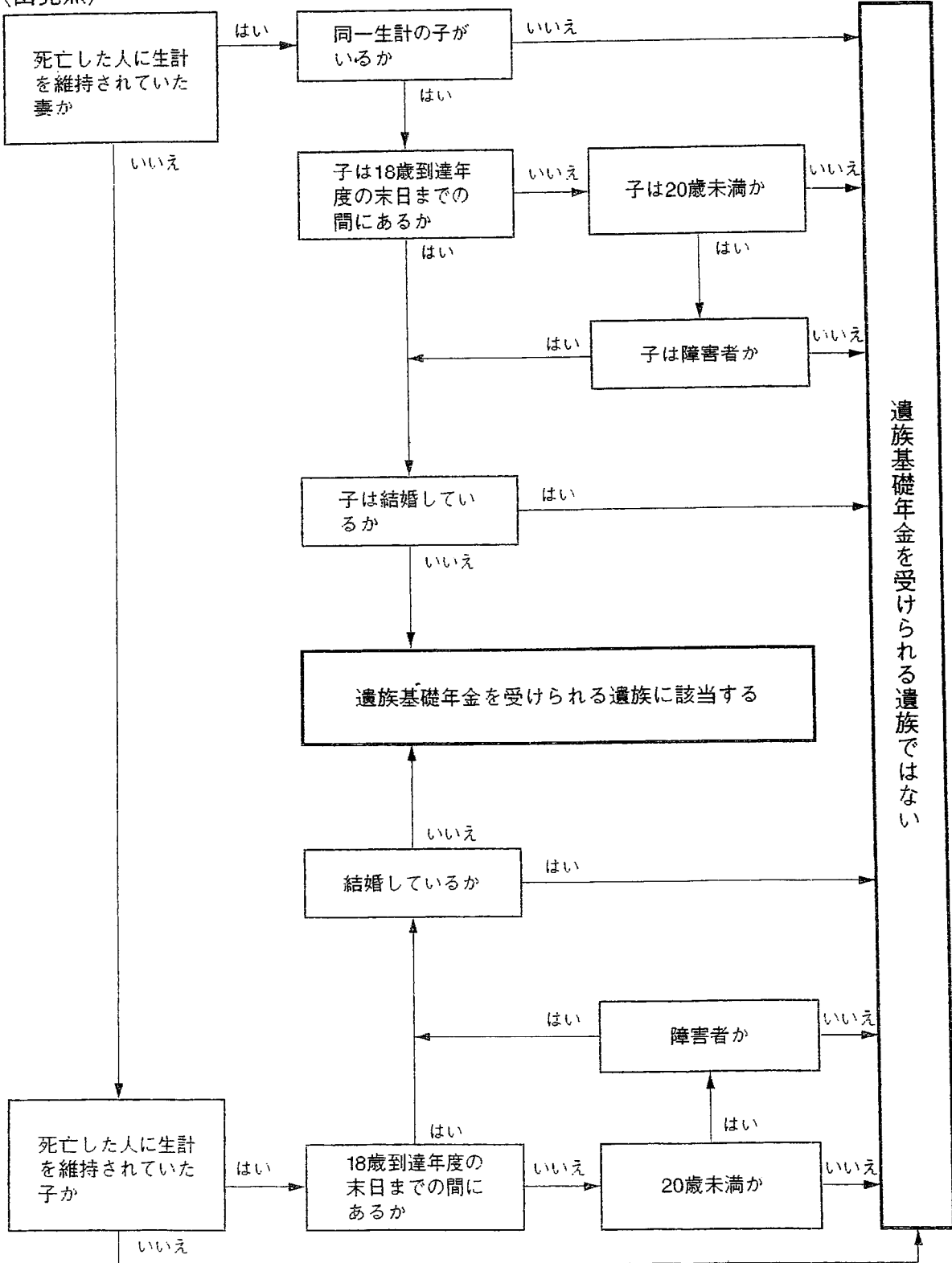
国民年金の被保険者などが死亡した場合



遺族基礎年金 フローチャート②

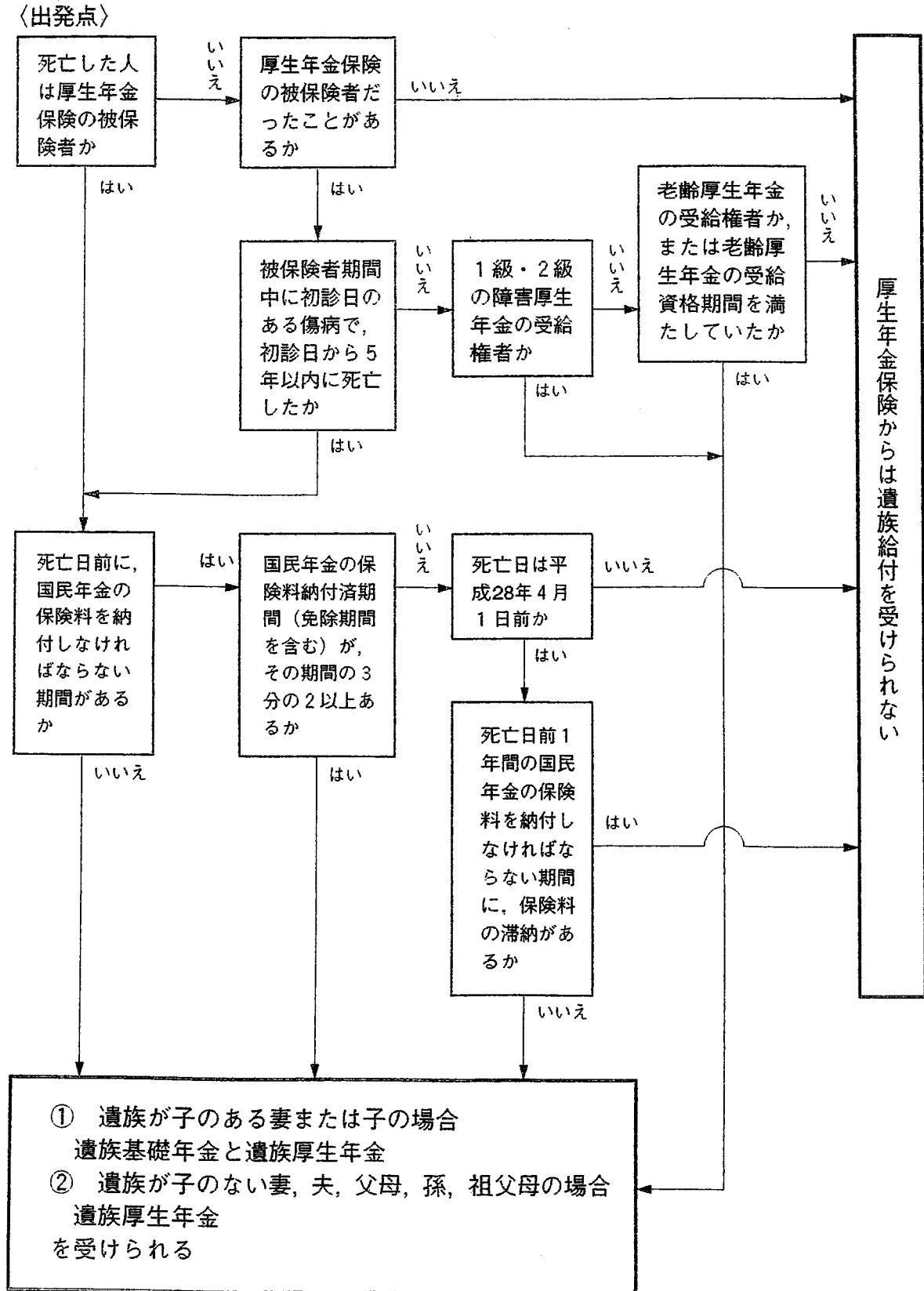
遺族基礎年金を受けられる遺族か

〈出発点〉



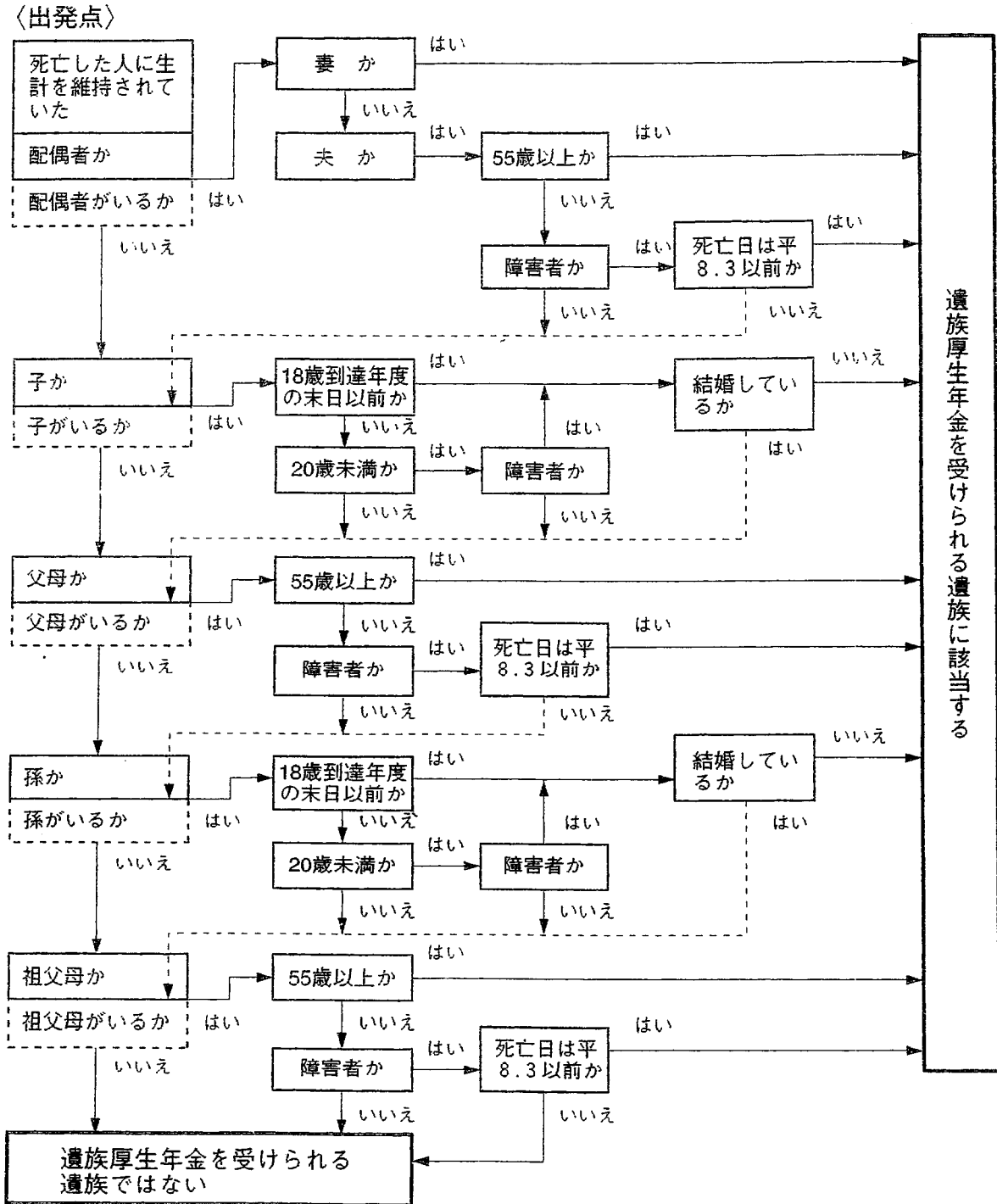
遺族厚生年金 フローチャート①

厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合



遺族厚生年金 フローチャート②

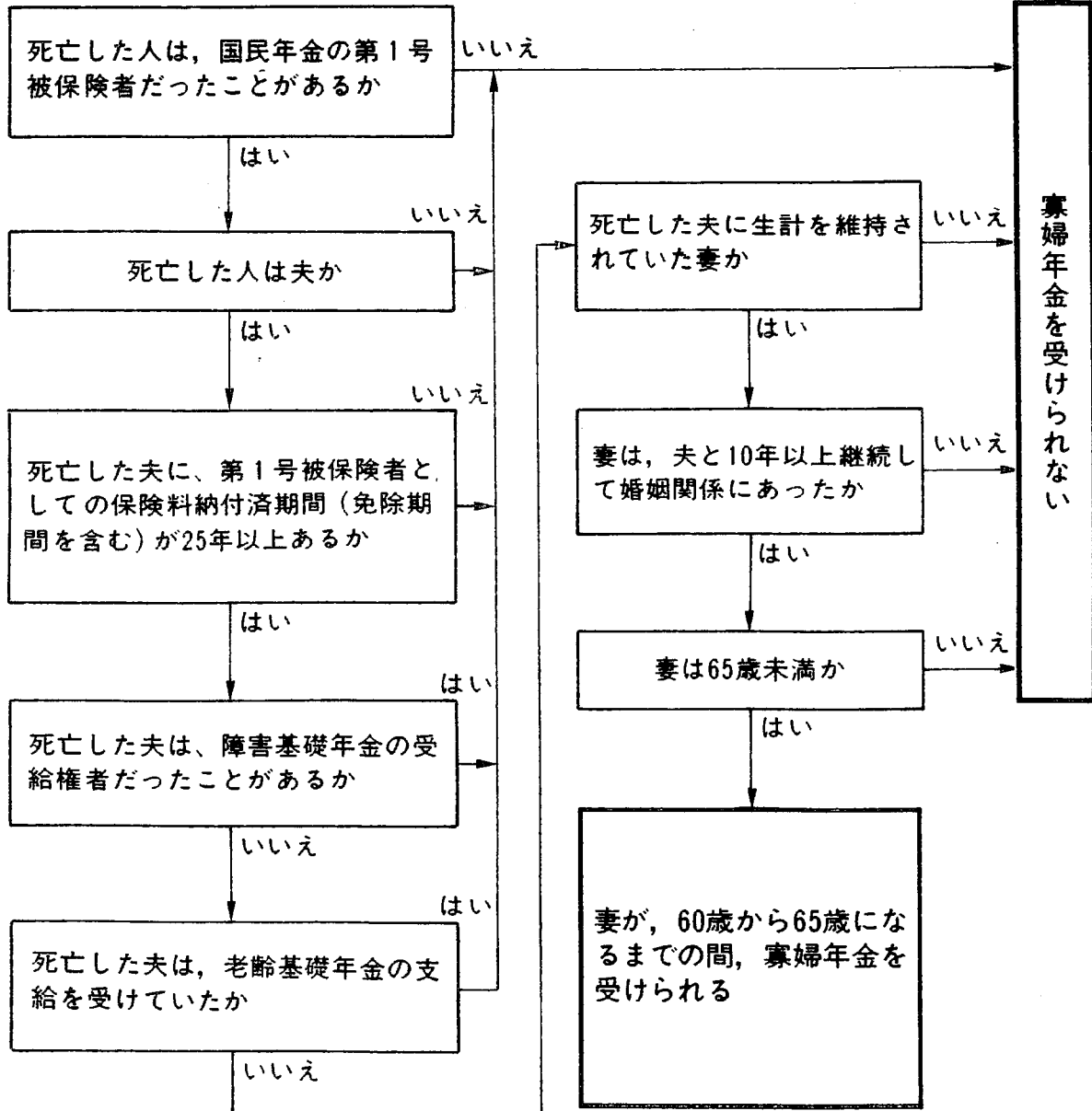
遺族厚生年金を受けられる遺族か



寡婦年金 フローチャート

寡婦年金を受けられるか

〈出発点〉



死亡一時金 フローチャート

死亡一時金を受けられるか

〈出発点〉

